

**【 投薬 】****798 プロトンポンプ・インヒビター（再発・再燃の胃潰瘍又は十二指腸潰瘍）の算定について**

《令和8年3月31日》

**○ 取扱い**

内視鏡検査等の実施がレセプトで確認ができない場合の再発・再燃の胃潰瘍又は十二指腸潰瘍に対するプロトンポンプ・インヒビター（PPI）の算定は、原則として認められる。

**○ 取扱いを作成した根拠等**

胃潰瘍、十二指腸潰瘍の再発・再燃においては、心窩部痛や胸やけ、吐き気等の自覚症状により診断することは临床上可能であり、プロトンポンプ・インヒビター（PPI）の投与に当たって、必ずしも上部消化管内視鏡検査を必要としない。

以上のことから、再発・再燃の胃潰瘍又は十二指腸潰瘍に対するプロトンポンプ・インヒビター（PPI）の算定は、内視鏡検査等の実施がレセプトで確認できない場合であっても原則として認められると判断した。

## 【 手術 】

## 807 麻酔薬の算定がない創傷処理の算定について

《令和8年3月31日》

## ○ 取扱い

麻酔薬の算定がない、K000 創傷処理「4」筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル未満）の算定は、原則として認められる。

## ○ 取扱いを作成した根拠等

K000 創傷処理「4」筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル未満）には、無麻酔又は薬価が15円以下の少量の麻酔剤を用いて行う場合がある。

以上のことから、麻酔薬の算定がない、K000 創傷処理「4」筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル未満）の算定は、原則として認められると判断した。